

防府市指定給水装置工事事業者の違反行為に関する処分基準

平成13年9月1日制定

(趣旨)

第1条 この基準は、防府市指定給水装置工事事業者規程（以下「規程」という。）第8条及び第9条の規定に基づき、防府市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が指定した給水装置工事事業者（以下「指定工事業者」という。）の違反行為に関する処分について必要な事項を定めるものとする。

(違反行為に関する処分)

第2条 管理者は、指定工事業者に違反行為があったときは、処分基準表（別表第1）に基づいて処分するものとする。

(違反行為の反則点数基準)

第3条 規程第13条第3号に関する違反に関しては、具体的な判断基準として反則点数基準表（別表第2）を用いることができるものとする。

(その他)

第4条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この基準は、平成13年9月1日から施行する

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年6月26日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

別表第 1

処分基準表

処 分 対 象 項 目	処 分 基 準
1. 規程第 8 条各号に違反したとき (1) (指定の申請) 不正の手段により第 4 条第 1 項の指定を受けたとき。 (2) (指定の基準) 第 5 条各号に適合しなくなったとき。 (3) (変更等の届出) 第 7 条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 (4) (主任技術者の選任等) 第 1 2 条各項の規定に違反したとき。 (5) (事業の運営に関する基準) 第 1 3 条に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。 (6) (主任技術者の立会い) 第 1 6 条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。 (7) (報告又は資料の提出) 第 1 7 条の規定による管理者の求めに対し正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。 (8) その施行する工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。	指定の取消し
2. 規程第 8 条各号に違反した場合で、斟酌すべき特段の事情があるとき	1 か月以上 6 か月以内の指定停止
3. 反則点数 4 0 点以上 6 0 点未満	1 か月の指定停止
" 6 0 点以上 8 0 点未満	2 か月の指定停止
" 8 0 点以上 1 0 0 点未満	3 か月の指定停止
" 1 0 0 点以上	4 か月以上 6 か月以内の指定停止

別表第 2

反則点数基準表

違 反 項 目	反則点数
1. 無断工事の施行	
(1) 無許可で工事を施行したとき	20点
(2) 無許可で公道（国、県、市道）を掘削したとき	20点
(3) 無許可で断水をしたとき	20点
2. 不正または不誠実な行為	
(1) 盗水をともなう工事を施行したとき	50点
(2) 粗雑な工事を施行したとき	10点
(3) 道路復旧工事が悪いとき	10点
(4) 工事標識を掲示しなかったとき	10点
(5) 届出書類の提出を怠ったとき	10点
(6) 設計図書の不正確なもの	10点
(7) 設計図書どおりの工事が施行されていないとき	10点
(8) 前各号に掲げるもののほか、管理者が不適當であると認めるとき	10点

備 考

- 1 反則点数は違反項目ごとに累計する。
- 2 反則点数の累計が、別表第 1 の処分基準に該当するに至ったときは、その決裁日から処分する。
- 3 1 年間に同一の違反を 2 回以上行った場合は、2 回目以降の反則点数は 2 倍として累計する。
- 4 別表第 2 の違反行為をしたものが、その翌日から起算して 1 年間無違反でかつ良好な業務遂行をした場合は、当該反則点数は零とする。